

各位

【スタンダードコース】

ファルクラム 第63回 租税法研究会



～事業を廃止した場合の必要経費の特例・資産の低額譲渡と収益の額～

今回は、所得課税事例を2本取り上げ検討いたします。

まず、第1部では、被相続人の税理士業に係る未払退職金は相続人の事業所得の金額の計算上必要経費に算入できないとされた事例を素材として、所得税法上の必要経費を勉強しましょう。

また、第2部では、いわゆる南西通商事件として有名な資産の低額譲渡の事例研究を通して、法人税法22条2項の理解とともに、目的論的解釈にみる「もちろん解釈」について再確認したいと思います。

◆日時：2017年10月21日(土) 13:30～16:00

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：虎ノ門NNビル 2階会議室

(東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル2階/地下鉄虎ノ門駅4番出口徒歩3分)

★本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です。

なお、必ずしも認定を保証するものではないことをご了承ください。

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

研究員(会員事務所)募集
(DVD会員・YouTube会員の募集)

【内容】

●第1部：被相続人の税理士業に係る未払退職金は相続人の事業所得の金額の計算上必要経費に算入できないとされた事例—広島地裁平成27年11月4日判決—

●第2部：資産の低額譲渡と法人税法22条2項にいう収益の額(南西通商事件)—最高裁平成7年12月19日第三小法廷判決—

その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://fulcrumtax.net/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤1-25-1 B号

【次回のご案内】

ファルクラム第64回租税法研究会

◆日時：11/11(土) 13:30～16:00

◆会場：虎ノ門NNビル 2階 会議室

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処するべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文・判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。(初回登録料5万円、月会費1.5万円)

会員特典(一部のご紹介)：

- ★租税法研究会の無料参加(年8回開催)
- ★公開セミナーの無料参加(昨年3回開催)
- ★毎月1回の学習用講義DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義DVD。40～60分程度)
- ★租税法研究会欠席時のDVD無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

★租税法研究会・学習用講義をDVD又はYouTubeで受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。
(DVD会員：初回登録料5万円、月会費1.5万円、YouTube会員：初回登録料1万円、月会費1万円)

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名		事務所名	
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名をみの記載で結構です。		
TEL		FAX	
E-mail		お試し参加希望	<input type="checkbox"/> (√チェック)
参加者名			

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail: jimu@fulcrum.info) 042-806-9843 (9～17時) 土日祝除く



お申込みFAX番号:042-806-9844(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>